

2021 年度名古屋大学学生論文コンテスト

優秀賞受賞

喧嘩両成敗といじめ自殺

法学部 2 年 福島 聡華

# 喧嘩両成敗といじめ自殺

## 1. はじめに

喧嘩両成敗とは、「ケンカをした両者に対して、その成否を論ぜず同等の処罰をあたえる」ことである(清水 2006)。その歴史は古く、駿河国の戦国大名、今川氏親が 1526 年に制定した「今川かな目録」第八章の「一、喧嘩におよぶ輩、理非を論ぜず、両方共に死罪に行ふべきなり」から始まり、武田晴信の分国法「甲州法度之次第」に受け継がれるなど戦国時代前後に急速に普及していく。しかし、このような教科書な説明を加えずとも、多くの日本人は、自らの経験から喧嘩両成敗を学んでいるのではないだろうか。例えば、父親が兄弟喧嘩をする息子達に拳骨を落とすとき、或いは教員が学校での喧嘩を仲裁するとき、彼らはよく「喧嘩両成敗だ」と言う。喧嘩両成敗はそれほどに、日本人の精神の奥深くに根ざしているのだ。しかし、注意しておきたいのは、喧嘩両成敗は決して万国共通の法ではなく日本特有の考え方であるということ、そして、理不尽な経験からその正当性を疑問視する声が少ないということである(清水 2006, p.6, 河野 2016, p.607)。特に、深刻な社会問題であるいじめ問題の原因の一つは、「どちらも悪い」「お互いに謝ろう」といった喧嘩両成敗的な対応の横行だという指摘もある。それでは何故、身勝手に強権的な喧嘩両成敗が日本社会にのみ浸透し、現代まで残ったのだろうか。本論の趣旨は、その理由と意義を明らかにし、また、いじめとの関連性から批判的に捉え直すことである。

## 2. 喧嘩両成敗の定義

喧嘩両成敗を語る前に、まずはその定義を確認する。研究者によって若干の差はあるが、河野による分類によればおよそ二つに分かれる。喧嘩両成敗法研究の先駆者たる三浦の定義と、現代の研究で通説的見解とされる勝俣の定義である(三浦 1958, 勝俣 1979)。両者とも「『喧嘩』を直接的物理的暴力の行使を伴うものであるとする点、そのような意味での『喧嘩』を行った当事者に対して理由の如何をかかわらず制裁<sup>1</sup>をなす事」については共通している。しかし、三浦が処罰内容の同等性を要件としていないことに対し、勝俣は双方に同一の処罰をなすもののみが両成敗法であるとしている(河野 2005)。そこで、本論においては、前者を「広義の両成敗概念」、後者を「狭義の両成敗概念」と呼び、より一般的な「狭義の両成敗概念」を前提に論を展開する。

## 3. 喧嘩両成敗の研究史

喧嘩両成敗概念は、中近世移行期の膨大な研究を基礎として練り上げられてきたが、初めて近代的な学術研究の俎上に載せて総体的な検討を加えたのは、三浦周行であった。河野によってまとめられた概要によれば、その立場は以下の通りである。

法令としての両成敗法は室町幕府の「故戦防戦法」<sup>2</sup>にその祖型を見いだすことができ、

戦国・織豊期に戦乱止む事なき社会情勢をうけて広く採用され、「天下の大法」として社会に定着する。その後、江戸期に至ると法令としては姿を消すものの、両成敗の考え方は社会慣習としては残存し現在に至るまで人心をとらえ続けている。また、両成敗法の目的は、威嚇による鬭争発生防止・迅速な事後処理・双方当事者の感情面での融和・事後の報復行為防止、などの諸点にある。

(河野 2006:3)

三浦の立場はいくつかの点において批判を受けつつも、その大枠は現代に至るまで受け継がれ、研究が深められてきた。そして、河野は、「(喧嘩)両成敗法成立をいかに評価し法史上の位置づけを与えるか」という論点に対する、「私的実力行使禁圧説」「理非折中説」と名付けた二つの潮流の存在を指摘する(河野 2006, 2016)。以下、実に簡単にではあるが、この分析を参考に主要な喧嘩両成敗研究史について触れておく。

河野によると、「私的実力行使禁圧説」は、「喧嘩両成敗法の成立意義を、中近世以降期の国制の大変動の過程で、いわゆる戦国大名や近世国家などの公権力が私的実力行使を極限まで禁圧していくことの一環として位置付ける」説である(河野 2016)。これを提唱する代表的な研究者である勝俣は、

(喧嘩両成敗の)目的の第一義は、自力救済行為としての私的復讐を絶ち、大名裁判権のなかにこれを強制的に吸収することにあつたと思われる。大名権力に訴えその成敗に委ねることを強制することが目的なのであり、その意味で威嚇的立法なのである。

(勝俣 1979:251-252, 括弧は引用者)

と述べ、喧嘩両成敗法を「天下の法渡」と呼んだ。三浦(1958)の、個々の自力救済による紛争解決から、権力のもとへ一元的に裁判権が集中した結果として誕生した喧嘩両成敗法を指す、「天下の大法」とほぼ同義である。この立場は広く受け入れられていたが、これに近世史研究者としての立場から反論する尾藤は、

……喧嘩両成敗法が、もし権力の強大性を表現するものであつたとすれば、戦国大名よりもさらに強大な国家権力を具えていたはずの江戸幕府が、この法を制定することがなかったのは、なぜであろうか

(尾藤 1992:75)

と疑問を呈した上で、

もし喧嘩両成敗法が法として定立されていたとすれば、それは幕府など公権力の持つ裁判権の内容を制約するものとして機能することとなつたであろう

(尾藤 1992:75-76)

と述べる。つまり、裁判の目的は「理非を糺す」ことであるから、「理非を糺さない」喧嘩両成敗法なるものが法として大手を振っていたのであれば、むしろ裁判権はその地位を貶められたはずだということである。更に尾藤は、戦国大名の領国支配が、民衆の側から発生した新しい社会構成の原理に基づいて成立したものであることを述べ、大名が法だけは思うがまま機能させられたと考えた場合の不自然性についても指摘する(尾藤 1992)。

一方の「理非折中説」とは、「両成敗法の本質を、双方当事者の主張する『理』を折半し調整することに求めようとする見解」である(河野 2006)。すなわち、喧嘩両成敗は当事者の「理」を強権的に否定する大名権力の誇示として成立したのではなく、むしろ争う両者にはともに理があり非があるという世間知によって形成されたとする立場である。この立場は旧来、内容が観念的に過ぎる、実証的検討が不足している、などの批判に晒されていた。しかし、清水(2006)は、「私的実力行使禁圧説」にも注意を払いつつ、社会から生まれた喧嘩両成敗が、法として再び社会に受け入れられる過程を「喧嘩両成敗の誕生」として実証的に論じること成功している。清水は、国家による秩序形成を一方的に善とする明治以降の学問枠組みのなかで喧嘩両成敗研究が行われたことにより、喧嘩両成敗に過度なプラス評価が与えられてきたと批判した上で、以下の四点を主張する。第一に、喧嘩両成敗研究においては、中世社会における苛烈な社会慣習や複雑な法慣習を重視すべきだということである。中世人は、身分を問わず強烈な名誉意識を抱いており、現代人が不可解に思うほど些細なことで激情した。また、彼らは集団への帰属意識が強く、ひとたび個々の構成員に危害が及ぶと自らが被害を受けたものとして報復に乗り出した。そのため、個人間の喧嘩が、集団を巻き込んだ大規模紛争にまで発展するような、過酷な自力救済社会を形成していたのである。しかも、中世の法慣習では多元的に法が併存することは一般的であり、しばしば判断者の頭を悩ませていた。例えば、「妻敵討」<sup>3</sup>や、子による「親敵討」は社会的に容認されると同時に、殺人を犯したものは「殺害の科」として死罪にするという規範も存在していた。これについて笠松は、

……法・例・習・故実……の総体が、整合的に一つの法体系を形成しているわけではない。地域や領域、さらに用途などによって名称、大きさ、形態の違う諸々の桁が同時に存在したように、ある場合には真正面から矛盾し、そうでなくとも微妙に喰い違う多くの中世法が同時にそれぞれの効力をもっていた。

(笠松 1984:182)

と述べる。殺気が漲り暴力沙汰が頻発する中世社会において、判断者は、上位の法なるものを用いて当事者たちが主張する「道理」の優劣をつけることすら出来ない状況であったのである。第二に、喧嘩両成敗は、民衆の側から編み出された紛争解決の蓄積であるということである。中世の人々は鋭いバランス感覚から導かれる、衡平感覚と相殺主義を有しており、その価値観は自力救済や復讐を助長する一方で、「やられた分」以上の「やり返し」を厳しく戒める効果を持っていた。例えば、1479年5月に五条坊門油小路で発生した「妻敵討」事件

について、法曹官僚たちは「妻敵討」は処罰されないという当時の「常識」を曲げることも、かといって加害者の「殺害の科」を見逃すことも出来ず、「妻敵の殺害をなし、その妻を害せしまば同罪たり。」として、「妻敵討」をした者は一緒に姦通をした自分の妻も殺害すべきだ、そうすれば加害者側も愛する人間を一人失い被害の程度が対等になる、という判断を独創した。また、1501年5月の京都では、「左衛門二郎」という男が親敵として「五郎三郎」という男を殺害した親敵討事件について、「しかりといへども、犯科を行はるべきか否か、天下の大法、案内なきのあひだ、追って御沙汰におよぶべきのあひだ、まず兩人の屋、代官乗観申し付け、検符すべし」と、具体的な処罰決定を留保した上で兩人の家を差し押さえするという判断が下されている。これらの事例について注目しておきたいのは、現代からすれば不可解で、特に前者については女性の命を軽んずる非人道的な判決を、当事者や社会は納得して受け入れていたということだ。すなわち中世人にとって、双方を同罪にすること、上手くバランスをとることは、真理を追究することよりも重要であったのである。そのため、室町幕府が志向した本人切腹制<sup>4</sup>や故戦防戦法<sup>5</sup>は、民衆の衡平感覚と相殺主義に照らせば受け入れ難く、結果的に挫折することとなった一方、喧嘩両成敗法は、当事者双方を平等に罰して均衡状態を作ることと可能にしたという点で民衆から一定の支持を得、「天下の大法」<sup>6</sup>として定着したのである。第三に、中世社会の紛争解決方法は喧嘩両成敗のみではなく、故に過大評価すべきではないということである。清水は、「中人制」<sup>7</sup>や「解死人制」<sup>8</sup>などの当時の多様な紛争処理方法と、その制度的な不安定性を指摘しつつ、当惑する民衆が最終的な妥協点として何とか喧嘩両成敗を導き出したと述べる。第四に、権力側は公正な裁判を志向していたということである。確かに、時代を下り、喧嘩両成敗を法として制定した戦国大名たちに着目しても、彼らは民衆たちの支持を得るために喧嘩両成敗という法理を採用せざるを得なかったに過ぎず、「理非を問わない」のではなく「理非を問えない」という方が真実に近かった。しかし、戦国大名たちは、反撃せず法廷に訴えた者を喧嘩の内容に関わらず勝訴にするという分国法を制定するなど、民衆を自身の法廷へ誘導し、「自力救済から裁判へ」という流れを志向していたことは決して軽視出来ないのである。

ここまで二つの説を概観した。この対立に結論を出すことは本論の目的ではないが、現代まで喧嘩両成敗が残った事実を踏まえるに、やはり元から日本人の価値観は、喧嘩両成敗と親和的であったと言うべきではないだろうか。仮に「私的実力行使禁圧説」の立場に立つと、自力救済社会を脱した現代においても喧嘩両成敗が一定の支持を得ていることを上手く説明出来ないのである。むしろ、民衆の側の価値観が、中世では「喧嘩両成敗法」として体现し、現代では暗黙の了解として浸透していると言われた方が感覚的にも納得出来るだろう。これらの事実から、本論では以後、「理非折中説」を前提に喧嘩両成敗論を展開する。

#### 4. 現代の喧嘩両成敗

ここから現代の喧嘩両成敗について考察する。冒頭で述べたように、喧嘩両成敗の考えが、家庭や学校、職場などで日常的に見受けられるものであることに争いはないだろう。しかし、喧嘩両成敗は私的領域に留まらず、政治領域や司法領域にまで手を伸ばしていることには改

めて注目しなければならない。

政治領域について、例えば清水(2006)は、小泉純一郎元首相による、鈴木宗男事件の解決方法<sup>9</sup>や、「椎名裁定」<sup>10</sup>が喧嘩両成敗的であったと述べている。

司法領域について、例えば川島(1967)は、『日本の法意識』のなかで次のような指摘をしている。とある交通事故<sup>11</sup>に過失相殺を適用した判決を取り上げ、今日の自動車交通の実情から見て甚だしく非常識だと非難した上で、過失相殺制度そのものが日本特有の喧嘩両成敗的処罰であると言うのである。日本では、「原告が白、被告が黒」といった被告に一方的な責任を問う判決は避けられる傾向があり、裁判以前の段階においても「訴訟を起こす者」には、「かわり者」「けんか好き」「訴訟きちがい」等の烙印をおされる。これは、西洋的な裁判制度が、治外法権や領事裁判権の問題を解決し、西欧諸国から独立国として認められる「文明的な」法制度を整えるために輸入されたことに起因する。西洋的な裁判制度は、権利の「all or nothing」を確定することを目指す、それは権利義務を「あるような・ないような」ものと捉える伝統的な日本の法意識には適さない異質さを持つばかりではなく、権利義務が明確・確定的でないが故に維持されている、当事者間の友好的な或いは『協同体』的な関係を破壊してしまうのである(以上、川島 1967)。法的には正当な判決が報道された際、法に明るくない人々から度々「非道德的」であるという厳しい批判がなされる日本の現状を鑑みるに、中国の律令の影響を受けつつ島国として独自の法意識を作りあげた日本人が、本当に西洋的な裁判制度の手綱を握ることが出来ているのか再検討することは、十二分の価値があると言わざるを得ない。しかし、逆に言えばそれほどに、喧嘩両成敗は日本人の精神に根付いているのである。

また、喧嘩両成敗を中世から惰性的に受け継がれてきた観念として理解する以上に、現代における法的意義を肯定的に捉え直そうとする立場もある。例えば三浦は、

……法理上、既に前代の遺法視せらるゝものも、徳義の制裁として尙ほ或は其餘命を維ぐことを得ん。殊に今日の如く、區々たる感情の奴隷となりて無用の紛争を重ねるもの、其跡を絶たざるに於ては、法律に、徳義に、制裁の機關充分の發達を見るに至る迄、交綏以て事局を處すべき好武器たるを失はざるべし。世の社会改良に志あるもの、豈此問題を度外視すべけんや。

(三浦 1958:988)

と脈々と受け継がれてきた喧嘩両成敗の意義を再評価した上で、西洋的な裁判制度が成熟するまでは、喧嘩両成敗の「天下の大法」(三浦の意味)としての効力を再び発揮させられるのではないかと述べる。更に、日本人論の発想で言えば、争いを避けて「白黒を明らかにする」ことを嫌い、いわば喧嘩両成敗的にまるくおさめる日本人の手腕は昨今、国際社会で再評価を受けるところであるし、私たち自身もそういった自意識を好む傾向があるだろう。

しかしながら、喧嘩両成敗観念という日本的思考が現代まで保持され、政治や司法にまで根を張り、ましてその意義が肯定的に捉えられることは、本当に賞賛されるべきことだろ

うか。冒頭で述べた通り、喧嘩両成敗に関してはその強権的側面や理不尽さを疑問視する声も多く、いじめとの関連性も指摘されるところである。喧嘩両成敗は、その判断を下す側にとっては「解決」が容易であるという利益がある一方、判断を下される側にとって、特に一方的な被害者にとっては、喧嘩の当事者としてのレッテルを貼られた上で、「理非を論ぜず」であるが故に根本的な問題解決には至らないというまさに「踏んだり蹴ったり」な判断である。そうだとすれば、私たちは伝統の名を借りた喧嘩両成敗のぬるま湯に、安穩と浸かり続けていていいのだろうか。ここで清水の警告を思い出さずにはいられない。

……(喧嘩両成敗法が)かたちを変えつつも現代まで生きのびている事実を考えると、私などはそこに一抹の不安を抱かざるを得ないのである。中世日本人の激情的で執念深い厄介な気質は、案外、いまの私たちにも受け継がれているのかもしれない……、と。

(清水 2006:206, 括弧は引用者)

## 5. 喧嘩両成敗といじめ自殺

いじめ問題の責任を、加害者や被害者、周囲の人間など個々のアクターに帰する言説はよく見られる。しかし、一向に減らないいじめ件数を考えるに、私たちには今までと異なった大きな視点が必要なのではないだろうか。そこで主張したいのが、いじめの影に潜む喧嘩両成敗的観念の存在である。「理非折中説」に立って現代社会を俯瞰すれば、私たちはあらゆる点で喧嘩両成敗に甘んじている。しかし、その馴れ合いと妥協の日本的な精神が、いじめ問題の解決を阻んでいるのではないだろうか。歴史学や法学の視点から追ってきた喧嘩両成敗の存在に、社会学的な見地からメスを入れることこそ、本論の目的とするところである。

喧嘩両成敗は、問題の表面化を防ぐことが出来るが故にいじめの「解決方法」として度々用いられ、「白黒を明らかにする」ことを嫌うが故にいじめの存在を見えにくくする。例えば、豊田は、北九州市の小五少女が、自殺にこそ至らなかったものの、同級生らに約一年前から、通算十万円を超える「カツ上げ」にあっていたことについて、学校側がカツ上げ側と少女に握手させ「和解」を促し、市教委に「金銭トラブル」と報告したことを取り上げ、

トラブルとはけんかのように、双方に原因があって起きるものだ。少女に何の非があるのだろうか。学校側はいじめを、けんかと同一視し、少女が一年間、味わい続けた苦しみを切り捨てた。

(豊田 2007:16)

と厳しく非難する(豊田 2007)。こういった対応は、実際は明確な加害者/被害者区別を、喧嘩という形で有耶無耶にしてしまう。しかし、ここで教員批判や学校批判に終始することは避けたい。なぜなら、喧嘩両成敗的観念は、他の社会問題とも深く絡みついているが故に、彼らはまるで、清水(2006)が述べる中世社会のように、喧嘩両成敗的対応を取らざるを得ない状況に追い込まれがちだからである。北澤は、現代の教員が「いじめ/喧嘩や遊び」の判断を

下すことが非常に困難であると述べる。例えば、生徒たちが、プロレスごっこに見せかけたいじめをしているとする。そのとき、グループ全員による「これは遊びだ」という状況定義提示に対して、教師が「遊びではなくいじめである」という対抗定義を提示することは、生徒たちへの不信の表明であると理解され、教師—生徒間の関係を危うくする。しかも、対応の如何によっては、いじめ被害者がグループ内でますます窮地に陥る可能性もある。特に、いじめ被害者本人が「いじめられていない」と主張する場合、教師が双方の生徒ばかりか保護者をも納得させるだけの判断根拠を提示することは非常に難しい。一方で、現状を喧嘩と定義すれば、対等な当事者間の一時的なトラブルとして喧嘩両成敗することで、形式的に処理出来てしまうのである(北澤 2015)。また、土井は、現代のいじめの特徴として被害者と加害者が流動的に入れ替わることを指摘している。異様に配慮し合い、「優しい関係」の重圧下に置かれ、相互交流を欠いた少人数グループに生きる若者たちは、集団内部の鬱積した空気の内圧を下げる触発剤として、いじめを利用する。そのため、一旦いじめが始まると、グループ内の人間は自分だけが浮くことを恐れていじめの空気に逆らうことが出来なくなり、被害者も人間関係の軋みを覆い隠そうといじめの意味を遊びのフレームに転化させ、他グループに属する人間は傍観する無関心層としての立場を決め込む(土井 2008)。一見目に見えづらい心理的ないじめが、一見友人同士に見える生徒間で行われた場合、「いじめ/喧嘩や遊び」判断の難易度は大幅に上がり、部外者である教員が断ずることは非常に難しくなるのである。その他、多忙な教員が生徒と向き合う時間がないこと<sup>12</sup>や、それに伴う「いじめ解決」への自信の喪失<sup>13</sup>、学校のいじめ隠蔽体質<sup>14</sup>、更には「いじめられる側にも責任がある」<sup>15</sup>という広義の喧嘩両成敗の観念が、学校が喧嘩両成敗の対応に甘んずることを許し、いじめ解決を遠ざけている。しかしながら、「だから喧嘩両成敗対応が取られることは仕方ない」と結論づけることは出来ない。なぜなら、喧嘩両成敗は最終的に人の生き死ににまで影響を与えているからである。モーリス・パンゲ(1986)は日本人の死が、キリスト教の宗教的罪悪や精神の病理的兆候に結びつけられる *suiside* ではなく、〈意識的な死〉、*mors voluntaria* であること、日本人は誘惑や衝動に身を任せて受動的に自殺するのではなく、精神的原理や道徳的価値に基づく倫理的行為として自殺することを指摘する。日本において、自殺が身の潔白の証明や抗議に繋がることは、自殺を敗北と見なす海外の意識とは対称的である。更に、いじめ自殺に関して言えば、いじめ被害者は「哀れな勇気を持って」自殺し、それを以て身に受けた不正義を糾弾する、そして、自身の死と等価値になるよう、いじめた人間が刑法的にも道徳的にも罰せられることを望むと言う(パンゲ 1986)。そして前述の通り、昨今の教員がいじめをいじめとして認識し、更に「白黒を明らかにする」段階に至ることは非常に難しい。これらの事実からは皮肉で凄惨で地獄的な結論を導き得る。復讐を望むいじめ被害者は考える、いじめに気付いてもらえないのであれば、或いは、いじめを訴えても喧嘩両成敗として扱われるくらいであれば、自殺して加害者側に強制的に刑法的・道徳的な「喧嘩両成敗」を受けさせる方が、よほど合理的である、と。それは、中世社会で、コネも腕力も持たない者が用いた最後の手段、題目を書いて自害すること<sup>16</sup>や「指腹(差腹)」<sup>17</sup>に酷似している。被害者は、自殺に成功すれば、自身の未来を犠牲にこそすれ、いじめの現状から綺麗さっぱり撤退することが



可能だ。そして、加害者への復讐は司法によるものにとどまらない。若者の死というセンセーショナルなニュースに突き動かされた「世間」が、各々の自分勝手な正義感に則り、加害者の特定や SNS 上のバッシング、直接的な嫌がらせなど様々な手法で自身の死と釣り合いがとれるまで(或いはそれ以上の)罰を与えんと私刑に走る。その怒りの矛先は加害者に留まらず、喧嘩両成敗の対応しかとってこなかった教員や学校、加害者家族、教育委員会などにも向く。これが、日本における喧嘩両成敗の末路と言えるのではないだろうか。喧嘩両成敗的な、曖昧な、玉虫色の社会に、明確で悲惨な現実を突きつけるためには、被害者は最早「死」という選択肢を選ぶしかない。私たちは一度、歩みを止めて考えなければならぬ、「喧嘩両成敗的観念は、いじめ被害者を『合理的な自殺』へと追い込んではいないだろうか」と。

## 6. まとめ

喧嘩両成敗について三浦から始まった研究は、今日まで歴史研究の範囲に収まらない多くの可能性を提示してきた。日本人の価値観に馴染む喧嘩両成敗は、自力救済社会であった中世においては喧嘩両成敗法という形で発露し、現代においても暗黙知という形で横たわっている。それは事態を瞬時に収束させ、当事者間の関係性の復旧も容易である点からある程度利用意義があることは認めざるを得ない。しかし、一つ忘れてはならないのは、中世ですら喧嘩両成敗は、治安維持や当事者を納得させるための最終手段だったことである。ならば、私たちが未だに「天下の大法」(清水の意味)と神聖視し、ましていじめ解決に用いることは、室町時代から数百年経過した現代までのあらゆる歴史の価値を貶める行為ではないか。人権概念や科学、教育環境の発展、安全で平和な社会形成、そして、それらによって、中世人が有していた侮辱に対する悍ましいまでの過敏さや爆発的憤怒の感情を押さえ込むことに成功してきたこと。これらが長い歴史の過程で成り立ったのだとすれば、私たちは、未だにいじめ「解決」に、当時における苦肉の策であった喧嘩両成敗を用いることを恥ずべきではないだろうか。そして、だからこそ喧嘩両成敗を歴史の遺物として忘却するのではなく、また、歴史学や社会学、法学という学問体系に惑わされることなく、いじめ問題に多角的に向き合うべきではないのだろうか。確かに、喧嘩両成敗なるものは人々の感覚であるが故に、実際に教育現場で制度的な変革をもたらすことは非常に難しいに違いない。しかし、喧嘩両成敗の歴史を学び、その最終地点が現代であることを鑑み、私たちの根底に喧嘩両成敗的観念が息づいていることを自覚することこそ、いじめという社会問題の解決に向けた最初の一手となり得るということが、本論の最後の主張である。また、喧嘩両成敗といじめの関係性と同様、多角的な考察が解決の手掛かりとなる事案は少なくないと思える。学問の存在が、より良い社会への導きとなることを願ってやまない。さて、喧嘩両成敗は、科学や理性を発達させた現代において決して三浦の意味でも清水の意味でも「天下の大法」たり得ない。私たちがこの前提を持ち、日常的な行動を変えるだけで救われる命があるかもしれない。ここまで述べて尚、問題を押さえ込む逃走手段として喧嘩両成敗を悪用し続けることがあればどうであろうか。柔和で優しい日本人と呼ばれる心地良さに身を浸し続けたらどうであろうか。思うに、我々が中世人を未開の法を用いる野蛮人だと嘲るとき、彼らは激情的な怒りを以て痛烈な批

判を浴びせかけてくるに違いない——まだそのような法に頼るか、と。

注

- <sup>1</sup> 「制裁」を死罪に限定する立場もあるが、本論では特にそのような限定は加えない。
- <sup>2</sup> 私戦を禁ずるために、攻撃を仕掛けた側を防戦した側より重く処罰するという法。
- <sup>3</sup> 夫が、妻を寝取った間男を殺すこと。
- <sup>4</sup> 被害者が何人いようと加害者一人のみを切腹させるという処罰。
- <sup>5</sup> 先に喧嘩を仕掛けた方を仕掛けられた方より重く処罰するというもの。
- <sup>6</sup> ここでは「民衆側から発生した」ということに着目し、三浦の「天下の大法」とは異なる意味で用いる。以下、清水の意味。
- <sup>7</sup> 「中人」と呼ばれる第三者が紛争の調停を行い、和解を周旋する慣行(清水 2006)。
- <sup>8</sup> 加害者側の集団から被害者側の集団に対して、「解死人」とよばれる謝意の意を示す人間を差し出すという紛争解決慣行。被害者側の集団にその処刑を委ねる趣旨であったが、その解死人の顔を「見る」ことで被害者側の集団が名誉心を見たした後は、そのまま解放することが慣例であった(清水 2006)。
- <sup>9</sup> 田中外相を更迭し、鈴木議員を衆議院議院運営委員長から降ろした事。
- <sup>10</sup> 田中角栄首相の退陣により、有力後継候補として大平正芳、福田赳夫の二名が自由民主党を二分していたところ、次期首相の指名を任された副総裁の椎名悦三郎がまったく後継候補戦の圏外にいた三木武夫を指名した事。
- <sup>11</sup> 接近するスクーターを認めながらもスクーターは減速するだろうと思ったトラックが優先道路に進入し、衝突した事件。
- <sup>12</sup> 経済協力開発機構(OECD)の 2018 年の国際調査「国際教員指導環境調査」(TALIS、タリス)によると、日本の教員の一週間の仕事時間の合計は、小学校で 54.4 時間、中学校で 56.0 時間といずれも参加国中最長であった。
- <sup>13</sup> NPO 法人「ジェントルハートプロジェクト」の調査では、いじめについて「解決の自信がある」と回答した教師は、小学校で 41%、中学校では更に低く 26%に留まった。
- <sup>14</sup> 例えば、大津市中 2 いじめ自殺事件では、マスコミの報道によって世論が加熱し、学校の隠蔽体質に対する厳しい非難が浴びせられた。
- <sup>15</sup> 北澤(2015)は、「いじめられっ子に落ち度はない」という被害者の無垢性を主張する強烈な規範性を帯びた言説と、「いじめられる側にも責任がある」という社会意識の間に存在する埋めがたい乖離がいじめの温床になっていると指摘する。また増田(2017)は、金沢市教育委員会が、2016 年 10 月に実施した「いじめアンケート」のうち、「いじめられる人も悪いところがある」の設問に小学生の 29.1%、中学生の 35.5%が「思う」と答えたのに対し、小学生の 90.8%、中学生の 89.2%が「いじめはどんな理由があっても絶対にいけないと思う」と回答した事実から、子供たちの「ムカつく」「イラつく」という感情と、大人の提示する建前の世界だけでは生きていけない子供たちの世界の存在を指摘している。
- <sup>16</sup> 自害の理由を書いた紙を残して自害すると、大名がその者の代わりに恨みのある相手を成

---

敗してくれた。

<sup>17</sup> 自らの切腹に用いた刀を遺恨のある者に送りつけ、ひとたびその刀を受け取った者は、異議なくその刀で自らも切腹しなければならないという習俗。

## 参考文献

浅古弘、伊藤孝夫、植田信廣、神保文夫(2010)『日本法制史』青林書院

笠松宏至(1984)『法と言葉の中世史』平凡社

勝俣鎮夫(1979)「戦国法と大名権力」『戦国法成立史論』東京大学出版会

川島武宜(1967)『日本人の法意識』岩波新書

河野恵一(2005)「自力救済とその規制——喧嘩両成敗法」山内進、加藤博、新田一郎[編]『暴力：比較文明的考察』東京大学出版会、pp.113-142

河野恵一(2006)「喧嘩両成敗法成立の法史上の意義に関する一試論：戦国大名武田氏の喧嘩処理を手がかりとして」『九大法学』92,1-56

<https://doi.org/10.15017/10995>(最終アクセス日 2021 年 12 月 12 日)

河野恵一(2016)「喧嘩両成敗概念の紛争処理法としての性格に関する試論：前近代紛争処理制度の通時代的理解に向けた論点の再整理と展望」『法政研究』83(3),591-616

<https://doi.org/10.15017/1792151>(最終アクセス日 2021 年 12 月 12 日)

神田 嘉延(2014)「自立と共生の教育社会学(その8)：学校におけるいじめ問題を中心に」『鹿児島大学教育学部教育実践研究紀要』23, 209-240

<http://hdl.handle.net/10232/21038>(最終アクセス日 2021 年 12 月 12 日)

北澤毅(2015)『「いじめ自殺」の社会学：「いじめ問題」を脱構築する』世界思想社

清水克行(2006)『喧嘩両成敗の誕生』講談社

添田久美子(2005)「いじめ加害者の類型からみた日本のいじめの特質」土屋基規、添田久美子、P.K.スミス、折出 健二[編]『いじめととりくんだ国々』ミネルヴァ書房、pp.174-185

高谷知佳(2006)「(書評) 清水克行著『喧嘩両成敗の誕生』」『法制史研究』56,180-184

土井隆義(2008)『友だち地獄——「空気を読む」世代のサバイバル』ちくま新書

豊田充(2007)『いじめはなぜ防げないのか——「葬式ごっこ」から二十一年』朝日新聞社

尾藤正英(1992)『江戸時代とはなにか：日本史上の近世と近代』岩波書店

増田修治(2017)『「いじめ・自殺事件」の深層を考える——岩手県矢巾町『いじめ・自殺』を中心として』本の泉社

三浦周行著(1958)『法制史の研究』岩波書店

モーリス・パンゲ、竹内信夫訳(1986)『自死の日本史』筑摩書房

文部科学省「我が国の教員の現状と課題 - TALIS2018 結果より -」

[https://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/other/\\_icsFiles/afieldfile/2019/06/19/141819\\_9\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2019/06/19/141819_9_1.pdf)(最終アクセス日 2021 年 12 月 12 日)